

各 県 立 高 等 学 校 長 } 様  
関 係 県 立 特 別 支 援 学 校 長 }

教 育 長

### 夏季休業中における生徒指導について（通知）

夏季休業中は、生徒が自主的・自律的に生活を営み、日頃の学校生活では得難い有意義な体験を積む良い機会です。一方で生活のリズムや環境の変化に伴い、基本的な生活習慣の乱れ等に起因する問題行動や交通事故等の発生が懸念されます。令和4年中、SNS等を利用した誹謗中傷やいじめ、個人情報流出、裸の画像を送る等の児童ポルノ被害や知らない相手と直接会うことによる性被害等が多数発生しており、生徒が被害に遭ったケースも報告されています。さらに、児童生徒の自殺者数については、全国で過去最多の514人となり、極めて憂慮すべき状況で、特に高校生男子生徒の自殺者数が前年に比べ大きく増加しております。

つきましては、各学校の状況を鑑みながら、生徒の規範意識や倫理観及び自尊感情を高め、命を大切にす心教育を充実させるとともに、下記の事項に配慮して、生徒一人一人が夏休みの意義を自覚し、健全で充実した生活を送ることができるよう指導願います。

なお、生徒の態度に現れる微妙なサインに注意を払い、不安や悩みの声に耳を傾けながら、生徒の安全確保については、保護者、地域、警察等関係諸機関と緊密に連携して万全に指導願います。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を行うよう指導すること。
- 2 生徒一人一人に、各自の課題を認識させ、主体的・計画的な規則正しい生活を送るよう指導すること。また、生徒の状況把握に努め、その状況に応じて家庭訪問やスクールカウンセラー等の面談を行うなど、スピード感を持って対応すること。
- 3 家庭における自らの役割を認識して、それを果たし、家族の一員としての自覚をうながすよう指導すること。
- 4 スマートフォン等の利用については、情報モラルの意識を高め、様々なトラブルや犯罪等の事例を挙げて具体的に指導するとともに、フィルタリングの徹底等を周知する等、家庭と連携して対応すること。
- 5 「生徒指導に関するガイドライン」を参考に、事件・事故が発生した場合の対応マニュアルを再度確認するなど、危機管理体制の確立を図り、適切な生徒指導を行うこと。
  - (1) 自転車・原付バイク乗用中の交通事故及び交通違反の防止（無灯火、イヤホン使用、携帯電話使用、一時不停止、二人乗り、スピード違反、二輪車等による暴走行為及び暴走行為の見物、あおり行為等の禁止）。自転車利用者のヘルメット着用推進。
  - (2) 声かけ事案、連れ去り等の被害防止
  - (3) 災害発生時の被害防止
  - (4) 万引きの防止（万引きは犯罪であることを再認識させる）
  - (5) 部活動等における事故防止と発生時の適切な対応の徹底
  - (6) 不適切な時間・場所でのアルバイト禁止とアルバイト等に伴う事故及び非行の防止
  - (7) 刃物など危険物の所持禁止
  - (8) 飲酒・喫煙の禁止。大麻・覚せい剤・シンナー・MDMA等の薬物乱用の禁止。市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の禁止。
  - (9) 深夜徘徊や不健全な場所への出入りの禁止

### 【問合せ先】

学校安全・安心推進課 生徒指導支援班  
担当者：波村 知明  
電 話：096-333-2720 FAX：096-385-5558